

いじめ問題対策に係る各機関・各団体の取組状況について（別紙様式2）

1 千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○スクールカウンセラーの配置

【学校への配置（各校1名）】

全公立小学校（隔週配置628校）、全公立中学校及び義務教育学校（週1配置303校）、
全県立高等学校（週1配置116校、5校はスクールカウンセラースーパーバイザーを週2で配置）、
県立特別支援学校（隔週配置5校、教育事務所2か所に隔週配置）、学びの多様化学校（週2配置2か所）
※中学校重点校5校には週2配置

【教育機関等への配置】

教育事務所各2名（週1配置5か所）、教育振興部児童生徒安全課1名（週1配置）

○スクールソーシャルワーカーの配置

- ・全県を64名のスクールソーシャルワーカーで分担して対応するとともに、これを支えるスーパーバイザーを各教育事務所に1名、計5名配置

○千葉県いじめ対策調査会（平成26年度～）

- ・7人の委員による有識者会議の開催。（いじめの防止等のための対策に関する審議等）

○千葉県いじめ問題対策連絡協議会（平成26年度～）

- ・43機関による本会議及び13機関等によるネットいじめ対策専門部会の開催
- ・県警本部、千葉市との担当者連絡会議での連携
- ・こども・若者政策課、NPO企業教育研究会、県警等との連携によるネットいじめ対応

○いじめ防止啓発資料の作成・配付（平成26年度～）

- ・平成26年度に、教職員向けいじめ防止指導資料の配付
- ・児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレットの配付
（平成26年度から国公立小・中・義務教育・特別支援学校（小学部・中学部）に配付
令和7年度からはデータベースで配付 令和8年度から配付対象を高校生まで拡大）
- ・保護者向けいじめ防止啓発リーフレットの配付
（平成26年度から国公立小・義務教育・特別支援学校（小学部）の小学1年生保護者に配付
令和7年度からはデータベースで配付 令和8年度からは配付対象を国公立小・中・高・義務教育・特別支援学校全保護者へ拡大）
- ・児童生徒向けいじめ防止啓発カードの配付
（平成27年度から国公立小・中・義務教育・特別支援学校（小学部・中学部）に配付
令和6年度からはデータベースで配付 令和7年度から配付対象を高校生まで拡大）
- ・教職員版いじめ防止啓発リーフレットの配付
（平成30年度に、国公立小・中・義務教育・高等学校・特別支援学校に配付）

○情報モラル教育研修への講師派遣（平成28年度～）

- ・情報モラル教育研修や講演の講師を、県立学校16校、市町村立学校を84校に派遣を予定

○SOSの出し方教育の推進（平成30年度～）

- ・児童生徒向けの「SOSの出し方に関する教育」の指導資料を作成し、各学校にDVDを配付した。（平成30年7月）
- ・「SOSの出し方教育」の指導資料について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用の促進を図るための資料を新たに追加するなど、改訂を図った。（令和4年5月）
- ・管理職や養護教諭、生徒指導主事を対象にした研修会で、NPO法人メンタルレスキュー協会副理事長を講師として招聘し、児童生徒の自殺予防について講話を実施し、資質の向上を図った。
- ・NPO法人メンタルレスキュー協会の協力を得て、教職員向け、保護者向け、生徒向けの自殺予防動画を作成し、県立学校や市町村教育委員会等へ周知し、子どもと親のサポートセンターホームページにアップした。（令和7年9月）

- ・「学校における自殺予防のための総合的な対策」として冊子を取りまとめ公表し、県立学校や市町村教育委員会（市町村立学校）等へ配付した。（令和8年5月）

○スクールロイヤー活用事業（令和元年7月～）

- ・県弁護士会と協定を結び、弁護士をスクールロイヤーとして推薦してもらい、法的助言を求める学校が直接電話や対面、オンラインにより相談できる体制を構築
- ・管理職や生徒指導主事、児童生徒へ直接スクールロイヤーが講演を実施
- ・令和8年度から教職員を対象とした県立高等学校でのスクールロイヤーによる研修会を実施

○学校問題解決支援事業（令和3年度～）

- ・学校問題解決支援チームの設置及び、会議の開催

学校だけでは解決が困難な事案（いじめを含む）に対応するため、弁護士、精神科医等の専門家や関係課の職員からなる学校問題解決支援チームを設置し、学校や市町村教育委員会等に対する適切な指導・助言を行う。また、学校等から庁内関係課及び学事課に相談を受けた内容において、専門家の知見等を必要とする事案について、標記会議を開催し、対応や解決策の指導・助言等を行う。

- ・学校問題解決支援コーディネーターの配置

令和7年度から、いじめを含む学校問題の解決に向けた適切かつ迅速な支援を実施するため、経験豊富なコーディネーター3名を配置し、専門的な立場から解決に向けた助言を実施

○いじめ重大事態調査員の派遣（令和6年度～）

- ・県立学校において、いじめの重大事態が発生した際、いじめ問題に知見のある、いじめ重大事態調査員を当該学校へ派遣し、発生後の対応等について指導・助言を行うとともに、第三者委員として学校主体の調査に当たるなど、いじめ重大事態への迅速かつ適切な対応等に資するための支援を行う。

○ICTを活用した生徒の見守り支援システム導入事業（令和7年度～）

- ・令和3年度から令和7年度までは、高校生を対象としたICTストレスチェックを実施し、千葉大学と共同で、いじめ、不登校、自殺等につながる生徒のメンタル不調を早期発見し、重大な事態の未然防止につなげてきた。
- ・生徒を取り巻く環境が大きく変化しており、いじめや、不登校児童生徒の増加の他、自殺の発生等に繋がるケースも報告されている。そこで、生徒の心身の状態やSOSを一元的に管理し、複数の教職員による、効率的かつ組織的な対応を実現するためのシステムを導入することとした。
- ・令和8年度から本システムをスタンバイ株式会社に業務委託し、令和8年7月から全県立高等学校において運用を開始している。生徒向け機能として、日々の心身状態の入力（心身の健康観察）、悩みを聞いてほしい先生に相談希望を入力（SOSの発信）、自分の体調や入力履歴をグラフや表で管理、自己のストレス要因を把握するためのストレスチェック機能がある。教職員向け機能として、生徒の心身状態や相談内容の確認、ストレスチェック実施後の教職員間での生徒情報の共有、欠席連絡なく登校していない生徒の保護者への通知、学校から保護者へのお知らせ等配信機能がある。保護者向け機能としては、生徒の欠席・遅刻・早退の連絡、学校からの通知およびお知らせ等を受信する機能がある。

○いじめ未然防止事業（令和7年度）

- ・いじめ未然防止教育について、指導方法の全体像を示し、それに基づいた指導案、指導教材、教職員向け研修資料等の作成と成果の普及

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

○スクールカウンセラーの配置

- ・スクールカウンセラーにおいては、令和7年度、相談件数が170,087件であった。児童生徒のほか、保護者や教職員からの相談件数も多く、様々な悩みをカウンセラーに相談したいというニーズに対し、配置の拡充により対応している。また、増員に伴う人員配置については、県公認心理士協会に協力を得るなどして人材確保に努めた。

○スクールソーシャルワーカーの配置

- ・スクールソーシャルワーカーにおいては、令和7年度、相談件数が49,586件であった。人員配置については、県社会福祉士会及び県精神保健福祉士協会に協力を得るなどして人材確保に努めた。

○千葉県いじめ対策調査会（平成26年度～）

- ・いじめ対策調査会においては、委員から、いじめアンケートの実施方法やいじめ対応についての教職員研修のあり方、加害児童生徒への指導の仕方等について話し合うことができた。今後も現状に対するより多くの意見を得られるよう努める。

○千葉県いじめ問題対策連絡協議会（平成26年度～）

- ・令和7年度の協議会では、「ネットいじめ」「性被害・性加害の防止や対応」「いじめ事案に係る別室指導の対応や問題点」の3つの柱を立てることで、活発な意見交換となった。
- ・令和7年度の協議会会議録や各機関の取組状況等を令和7年10月にホームページに掲載することで、県民に広く周知した。
- ・今後も、スマートフォン等の普及に伴い、ネットいじめへの対策は必須であるため、ネットいじめ対策専門部会を活用し、ネットいじめ防止啓発に努める必要がある。

○いじめ防止啓発資料の作成・配付（平成26年度～）

- ・いじめ防止啓発リーフレットを県内の高校生も対象に含め、1人1台端末等を通してデータで配付した。また、保護者用いじめ防止啓発リーフレットも全保護者を対象に配付した。今後も、いじめ防止の意識が高まるように、更なる効果的な活用を努めていく。
- ・高校生を対象としたICTストレスチェックにおいては、見た目ではわからない生徒のストレス状態や抱える課題の把握、学校における教育相談体制の充実など、ストレスチェックによるスクリーニングの様々な有効性が確認できた。

○情報モラル教育研修への講師派遣（平成28年度～）

- ・情報モラル講師派遣事業においては、教職員に対し、インターネットに関する知識と情報モラル教育の効果的な指導方法の習得を図ることができた。また、児童生徒及び保護者に対し、インターネットの正しい使い方の啓発を図ることができた。令和7年度は、派遣件数が前年度より5件（95件→100件）増加した。

【令和7年度】

派遣件数100件（高等学校15校、特別支援学校5校、小学校63校、中学校17校）

【令和6年度】

派遣件数95件（高等学校13校、特別支援学校6校、小学校51校、中学校24校、義務教育学校1校）

- ・課題としては、県立学校からの依頼が積極的とは言えないこと、児童生徒の方が教職員よりもインターネットに関する最新の情報を早く入手し、学校側の対応が後手に回る傾向も見受けられることが挙げられる。

○SOSの出し方教育の推進（平成30年度～）

- ・自殺者数の現状や発生時期等を説明するなど「SOSの出し方教育」の必要性を伝えてきたことで理解が深まってきたと考える。各学校の自殺予防の取組実施時期や個人面談期間の設定時期が適切なものとなるよう各研修会で促した。
- ・児童生徒、保護者、教職員のそれぞれを対象とした自殺予防啓発動画を通して、それぞれの視点で2段階疲労等、自殺予防に係る具体的な理解につなげた。

○スクールロイヤー活用事業（令和元年7月～）

- ・法律相談事業について早期活用を各種研修で周知したことで、令和7年度については、過去最多の相談件数があった。

【令和7年度】

法律相談273件（対面113件、電話59件、オンライン101件）

【令和6年度】

法律相談181件（対面85件、電話49件、オンライン47件）

【令和5年度】

法律相談216件（対面110件、電話63件、オンライン43件）

【令和4年度】

法律相談127件（対面73件、電話34件、オンライン20件）

- ・教職員研修8回（管理職を対象とした研修1回、生徒指導主事等を対象とした研修7回）

- ・児童生徒への講演（出前授業）１５校（内訳：小学校７校、中学校５校、高等学校２校、義務教育学校１校）

○学校問題解決支援事業（令和３年度～）

- ・専門的な観点から学校問題解決支援コーディネーター等が適切な助言を行うことで、学校は状況改善へのヒントを得ることができた。
- ・昨今、様々な要因が絡んだ解決困難課題が発生しており、各課の対応連携及び早期段階での本事業の活用を勧めていく必要がある。

【令和７年度学校問題解決支援チーム会議】

４件（小学校２件、高等学校１件、特別支援学校１件）

【令和７年度学校問題解決支援コーディネーター対応件数】

１，０１３件（小学校 １０２件、中学校 ６４件、高等学校 ７９６件、特別支援学校 ５１件）

○いじめ重大事態調査員の派遣（令和６年度～）

- ・いじめ重大事態調査員の派遣については、事案発生後すぐに当該校にいじめ重大事態調査員を派遣することにより、迅速に調査を開始し、早期に対処することができた事案が増えた。

【令和７年度派遣回数】

延べ８１回 ・令和８年度派遣回数 延べ９回（令和８年６月１１日時点）

○ＩＣＴを活用した生徒の見守り支援システム導入事業（令和７年度～）

- ・本システム導入事業の委託業者が決定したため、令和８年３月及び４月に、管理職を対象に本システム導入の目的や機能について、オンラインで説明会を行った。
- ・令和８年７月１日から全県立高校において、本システムの運用を開始することができた。
- ・今後は、各学校における本システムの活用状況等の実態調査を行い、各学校に向けてより良い活用方法等を周知していく必要がある。

○いじめ未然防止事業（令和７年度）

- ・いじめ未然防止事業においては、児童生徒、教職員、保護者が、いじめを法・心理・構造的視点から共通理解し、いじめの傍観者から脱却する態度の醸成を図ることができた。異学年・異校種交流等に取り組み、コミュニケーションスキル・自己有用感・自己肯定感の高揚を図ることができた。いじめ未然防止教育について、指導方法の全体像を示し、それに基づいた指導案、指導教材、教職員向けの研修資料等を作成し、成果を普及することができた。
- ・課題としては、小学校低学年では、授業で取り扱った内容に対する理解は深まったが、他の事項に対応することは難しいことが分かった。いじめの知的理解を浸透・定着するためには、可能な限り複数の具体的な事例を提示しながらいじめの定義に触れ、様々ないじめ事例を汎化できる能力を育成していくことが必要である。

③御意見・御提案等

- ・スクールカウンセラーにおいては、相談実績等を踏まえつつ、配置拡充を検討していく。また、今後も県公認心理士協会の協力を得て、人材の確保に努める。
- ・スクールソーシャルワーカーにおいては、担当する地域や学校数等に配慮した、より効果的に活用できる配置に努めるとともに、資質向上に向けた取組や研修体制の充実を図る。また、市が雇用するスクールソーシャルワーカーとの情報共有会を行い、児童生徒への相談・支援の充実に向けた連携を進める。今後も県社会福祉士会及び県精神保健福祉士協会に協力を得て、人材の確保に努める。
- ・情報モラル講師派遣事業においては、講師派遣校数の拡大に加え、「学校の主体性」「教職員の対応力」「教育の継続性」の観点から、取組の質を高める必要がある。県立学校への働きかけについては、管理職へのアプローチや事例の提示により、必要性の理解を促すとともに、課題のある学校への重点的な対応を進める。
- ・教職員の実践的な対応力を高めるため、研修時に講師が情報モラルポータルサイト等の情報提供をすることで、一過性の研修ではなく、継続的に情報モラル教育の情報を収集できるよう支援する。
- ・いじめ問題対策連絡協議会担当者会議ネットいじめ対策専門部会においては、引き続き対応策の検討を重ねていく。特にＳＮＳや無料通信アプリにより、重大化しているいじめが増加していることから、「情報モラル教育研修への講師派遣事業」を実施し、児童生徒や教職員、保護者へ向けた情報モラル教育の充実を図る。

- ・いじめ未然防止事業においては、今回の研修成果を広く周知するとともに、児童生徒が、いじめの対象となりやすい障害のある人や性的マイノリティ、外国人に対する理解を深められるよう、教職員の指導力向上を図っていく。
- ・スクールロイヤー活用事業においては、学校が専門的な観点から適切な助言を受けることで、状況改善に向けた手がかりを得ることができる。生徒指導主事等を対象とした研修会にスクールロイヤーを講師として招き、具体的な事例に基づく講話を行うほか、スクールロイヤーが直接学校を訪問し、教職員を対象とした研修会を実施するなど、スクールロイヤーの効果的な活用が進むよう努める。

2 千葉県教育庁企画管理部教育政策課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○いじめ問題対策に係る県の取組について、各学校、保護者等への周知 ・夢気球v o l . 6 9 (7月号) 及びv o l . 7 0 (11月号) LINEを活用したSNS相談窓口について掲載。 ・夢気球v o l . 7 0 (11月号) zoomを活用したワンストップ・オンライン相談窓口について掲載。 ・県教委ニュース(毎月) 千葉県子どもと親のサポートセンターの事業として、5つの相談窓口(来所、メール、電話、SNS、zoom)等について掲載。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・地域住民や県内公立学校の保護者、児童生徒等に向け、教育広報「夢気球」や「県教委ニュース」を活用し、県教育委員会の取組について周知を図ることができた。 ・今後もいじめ問題対策担当課等と連携し、さらなる広報活動の充実を図りたい。
③御意見・御提案等
・いじめ問題対策に係る新たな取組や重要な取組等の周知にあたっては、教育庁の広報媒体(報道発表、広報誌、県教委note等)を積極的に活用してください。

3 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○ 学校から発信する家庭教育支援プログラム事業 「子どもとの会話や過ごし方」「心の成長」「いじめ」等について、親としての気づきを促す家庭教育支援資料の活用を促進する保護者向けプログラムであり、千葉県ホームページに掲載している。自主的な学習機会への参加が難しい家庭や子どもの教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、全ての家庭における教育力向上を図っている。小学校編資料「いじめ」内、いじめ発見チェックリストで、いじめをしている側もされている側も、そのサインについて保護者が注意するポイントを掲載している。ネットいじめという観点では小学校編及び中学校編には「スマートフォンの使用」「フィルタリングの活用」というコンテンツがあり、スマートフォン使用時のルール作りや誹謗中傷、いじめ等への対処について各学校において学級懇談会などで使用するよう啓発している。 ○ 家庭教育リーフレットの作成・配付事業 ・家庭の教育力向上を図るため、発達段階に応じた基本的な生活習慣や家庭学習等について、家庭教育のポイントをまとめたリーフレットとなっている。 ・小学校低学年版「身に付けさせたい基本的な生活習慣ときまり」の中に、いじめについてのチェック項目を設けている。小学校高学年版・中学生版のリーフレットには、「いじめをみんなでなくそう やさしいきもちがいちばん」というコラムを掲載している。児童生徒安全課作成の「いじめ防止啓発カード」の文言を載せ、いじめ防止の啓発を図っている。 ・ネットいじめという観点では同じく小学校高学年版・中学生版のリーフレットには、「情報モラルを身につけよう」というコラムも掲載しており、インターネット利用時に被害者にも加害者にもならないよう、家庭のルール

を決めることの大切さを伝えている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・「学校から発信する家庭教育支援プログラム」は、学校だよりや学年だより、保護者会の資料作成に本プログラムが活用されている。 ・より多くの教職員に活用してもらうため、引き続き効果的な周知方法を工夫する必要がある。 ・家庭教育推進委員会において関係部局・各課に周知すると共に、市町村教委訪問支援等の際に紹介し、各教育事務所の指導室訪問（学校訪問）でも当事業の周知を図っている。 ・「家庭教育リーフレット」は家庭教育推進委員会の構成委員等、関係各課と連携しながら内容の見直しを行い、随時更新を行っている。年度末に市町村教育委員会を通じて各学校に配付等し、新入生説明会や入学式等で保護者に渡すよう依頼している。千葉県ホームページにも掲載し、スマートフォン・携帯電話からも利用できる。
③御意見・御提案等
・「学校から発信する家庭教育支援プログラム」は、関係課が主催する会議・研修会等において、当該事業のホームページ・リーフレット等についての情報提供や担当者による説明を行い、周知を図る。 ・「家庭教育リーフレット」は、引き続き内容の見直しを行い、随時更新を行っていく。全校への配付等の他、関係課が主催する行事で資料提供、説明を行うことで、更なる周知を図る。

4 千葉県教育庁教育振興部学習指導課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○道徳教育推進プロジェクト事業 ・幼・小・中・高等学校の各学校段階に応じてより効果的な指導を行うため、『いのち』のつながりと輝きを主題として、道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高めることを目的としている。 ・県教育委員会では、小・中学校向けの道徳映像教材や高等学校向けの読み物教材集「明日への扉Ⅰ～Ⅳ」等により、いじめや情報モラルについて考える教材の活用を図っている。 ・特色ある道徳教育推進校における研究事業の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校17校の研究校を指定し、すべての指定校にて公開研究会を実施する等、更なる道徳教育の推進を進めている。 ・令和7年度は、道徳教育懇談会を1回開催し、主に道徳教育の県施策や特色ある道徳教育推進事業に関して有識者から意見を聴取した。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・令和7年度の道徳教育実施状況調査によると、県の映像教材は県内の公立小学校が57.4%・中学校が32.5%で活用をしていた。また高等学校の「道徳」を学ぶ時間では、県作成の読み物教材集と映像教材の使用を推進しており、研修や学校訪問などを通して、引き続き活用を促していきたい。 ・特色ある道徳教育推進校の指定が2年目を迎える。そこで、2年間のまとめとして、授業公開を実施する。今までも実践例がなかなか周知されない現状があった。そのため、今回の指定校での実践は研修や学校訪問等で周知を進めていきたい。 ・道徳教育懇談会では、これまでの県道徳教材の活用や、推進校での授業実践の状況が話題となった。今後も、重要課題と認識し、児童生徒、保護者、学校、先生がつながりをもち問題意識を共有していきたい。
③御意見・御提案等
・県教育委員会作成の映像教材が、活用されていくように、県内の公立小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の研修や学校訪問などの機会を通して、呼び掛けていく。 ・特色ある道徳教育推進校については、新たな道徳教育の推進ができるよう、学校訪問等を生かし、指導・助言を行っていく。 ・各種研修会等をとおして、道徳教育実践事例集や高等学校向けの読み物教材集の活用を促し、各学校において「考え、議論する道徳」の授業が充実するように推進していく。

5 千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課

① いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○担当する主な関係事業等 ・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会の開催 ・指導主事訪問等とおして、いじめ防止対策の取組状況の確認 ・特別支援学校への特別非常勤講師等の配置 ○関係機関との連携 ・関係各課と情報共有を行いながら、必要な情報を各特別支援学校に周知
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・当課においては、特別支援学校生徒指導主事連絡協議会において、各校で取り組むべき重点指導項目や学校における危機管理、ネットパトロール等についての研修機会を設けている。いじめ防止に係る実践の共有やグループ協議、また、スクールカウンセラーの活用事例などを紹介することで、いじめ防止に向けての喫緊の課題の理解や学校間での情報共有を図る。 ・指導主事訪問等を通して、各特別支援学校の、いじめに係るアンケートの実施状況や「学校いじめ防止基本方針」を確認し、学校の実情に応じた内容となるような指導・助言を行う必要がある。スマートフォンを持つ児童生徒が増えていることにより、ネットいじめへの対応もさらに行っていく必要がある。 ・学校の実態等に応じて、臨床心理士などを特別非常勤講師として配置し、専門的な立場から心理的なケアが必要とされる児童生徒へのかかわり方について指導、助言を得て、個に応じた適切な指導支援につなげることができた。
③御意見・御提案等
・いじめ防止対策のために、関係機関から様々な情報提供を得るとともに、連携して対応できる関係を今後も継続し、いじめ問題に取り組んでいくことができるようにする。 ・「学校いじめ防止基本方針」及びいじめ防止対策を実効性の高いものに改善すること、各学校に配付した「教職員向けいじめ防止指導資料集」を有効に活用すること、関係機関等と確実に連携していじめ防止対策に取り組むことを継続して指導していく。 ・ネットいじめに対しては、ネットパトロールからの定期報告や各学校の情報教育担当とも連携し、「デジタルシチズンシップ教育」をさらに進めていく等、組織で対応をしていく。 ・令和6年度から県立特別支援学校にスクールカウンセラー5名配置された（令和7年度からは事務所に2名追加配置）。各校からのスクールカウンセラーのニーズは高まっており、児童生徒への支援体制をさらに構築していけるよう、配置校及びその他の県立特別支援学校でより一層の活用方法の検討を行う。

6 千葉県教育庁教育振興部教職員課

① いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○教員による児童生徒に対するいじめの状況把握 ・平成24年度に、県教育委員会が所管する全児童・生徒を対象に、体罰アンケートを実施し、また、平成25年度より、セクハラ実態調査と合わせ、「セクシュアルハラスメント及び体罰に関する実態調査」として実施した、令和7年度より、調査の名称を「ハラスメント等に関する実態調査」として、把握に努めている。 ○児童生徒が相談しやすい環境づくり ・各学校に対し、養護教諭やスクールカウンセラー等による相談員の配置及び教育相談箱の設置を指導している。また、令和2年度からセクハラ相談箱の設置を指導している。 ・令和3年4月、県教育委員会のHP上に、児童生徒向け問い合わせ・セクハラ相談窓口を開設し、メールによる相談を受け付けている。 ・児童生徒が相談できる関係機関（子どもと親のサポートセンター、24時間子供SOSダイヤル、ライトハウスちば等）について、各学校で児童生徒に相談先リストとして配布し、周知を図っている。

② いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・本実態調査を実施することで、学校ごとに実態把握及び迅速な解決に結びつくとともに、教職員及び児童・生徒への啓発を図ることができた。
③御意見・御提案等
・いじめ発生における教職員の対応によっては、懲戒処分の対象となり得ることから、担当課との情報共有及び対応の連携を引き続き行うことが重要である。
・近年いじめ問題への教員の対応についての苦情が、当課に寄せられる傾向にある。

7 千葉県教育庁教育振興部保健体育課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○運動部活動における望ましい人間関係づくり ・教科主任研修会等の中で運動部活動チェックシートを活用した部活動の適切な運営についての説明 ・東京大学の鈴木寛教授を招いて「学校教育活動におけるウェルビーイングの実現」についての講演 ・運動部活動指導者講習会での体罰・ハラスメントの根絶やいじめ等の防止についての周知と注意喚起 ○スポーツマンシップ教育の充実 ・JOCと連携したオリンピック教室の実施 ・関係団体との共催による講演会を実施 ○運動を通した仲間づくり ・「遊・友スポーツチャレンジちば」において、仲間と楽しく協力しながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性の育成を行う。 ○運動部活動におけるいじめ問題に係る関係課と連携した対応 ・県立学校の運動部活動内におけるいじめについて学校から情報を収集し、児童生徒安全課と情報を共有するとともに連携しながら対応を行う。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・運動部活動指導者等に対しての研修会や講演会で、いじめ防止の取組について取り上げ、指導者としてのいじめ防止の意識を向上させることができた。 ・運動部活動では、部員同士のつながりが深くなり、仲間づくりに大変有効であるが、問題が生じた場合、深刻化することもある。顧問と部員、部員同士がお互いに認め合い、良好な人間関係を構築するとともに、人権意識を育成する必要がある。 ・オリンピック教室等の実施により、スポーツマンシップ教育を充実させることが公正・公平な態度の育成に有効であった。 ・「遊・友スポーツチャレンジちば」等の活動では体力の向上だけでなく、運動を通して良好な人間関係を築くことに効果的であった。 ・児童生徒安全課との連携を密にとり、共通理解を図り、学校への対応について適切に助言を行った。
③御意見・御提案等
・学校現場への要望として、運動部活動内での生徒の様子を日頃からよく観察し、相談や訴えがあった際の初期対応を組織全体で丁寧に行い、保護者との連絡を密に取りながら対応するよう引き続きお願いしたい。

8 千葉県総合教育センター

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
【いじめ未然防止、いじめ対応等の研修】 ○全ての校種でキャリアステージに応じて実施（講話・協議等） ・初任者研修（小・中・高・特支・養）「いじめ対応」（1370名） ・中堅教諭等資質向上研修「いじめ対応」（1096名） ・新任教員研修「道徳教育の推進」（210名）

・新任校長研修「生徒指導の推進」（１７４名） ○市町教育委員会主催の要請研修「出前あすなろ塾」 若手教諭対象（６回実施） ○教員を目指す学生・一般社会人を対象とした研修「教師未来塾」 （９２名参加） 【情報モラル研修】 ・「情報モラル指導実践研修～デジタル・シティズンシップ教育～」（３６名） ・初任者研修（小・中・高・特）「情報モラル」（１３２４名） ・専門研修（幼・小・中・高・特・養護教諭）「情報モラルと著作権」（１２７名） ・学校支援事業…県内市町村立小学校の研修会講師として、教職員に指導助言（７名）
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題 ・いじめ問題の現状理解や未然防止、初期対応の重要性について、事例を用いた協議を充実させた。結果、研修後のアンケートでは肯定的な回答の割合が高く、受講者の高い理解度が見られた。 ・初任者研修においては、問題を一人で抱え込まず、学校現場における「組織的な対応」の重要性について理解を深めさせることができた。 ・特に小学校初任者研修では、「教育相談の理論と進め方」の時間を設け、児童への具体的な対応に関する演習を交えることで、より実践的な理解を促すことができた。 ・情報モラル教育に関する研修をとおして、実際の事例に基づいたネット上の問題行動に関する教職員の理解、学習指導要領上の位置づけに関する理解、児童生徒を指導する力を高めている。 ・情報モラル教育に関する研修では、従来行われてきた、ルールやマナーを守らせる考え方や態度を育成する指導を中心とした教育だけでなく、児童生徒が１人１台端末を日常的に活用することを前提とした、情報の適切な利用や情報社会との関わり方等の行動規範を児童生徒自身に考えさせる「デジタル・シティズンシップ教育」の視点を加えている。
③ 御意見・御提案等 ・今後もデジタルマナーやオンラインでの相互尊重、発信方法についての教育を行い、児童生徒が積極的にいじめを防ぐ行動が取れるように指導していくことが重要である。 ・校外でも学習ができるよう、端末の持ち帰りを推奨する。家庭での学習機会を増やすことで、デジタルスキルを向上させ、インターネットの正しい利用方法を学ぶ環境を整える。家庭でも親が子どもと一緒に学ぶ機会を設けることで、デジタル環境でのコミュニケーションを促進する。

9 千葉県子どもと親のサポートセンター

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況 ○教育相談事業 児童生徒、保護者、教職員に対し、電話相談、来所相談、ワンストップ・オンライン相談、メール相談、SNS相談における支援を行っている。 ・電話相談（子サポフリーダイヤル／２４時間子供SOSダイヤル） 児童生徒、保護者や教職員に対し、休日、夜間を含めた２４時間の電話相談を実施している。平日８時３０分から１７時１５分までは当センターで実施し、その他の時間帯は外部委託している。 ・来所相談 来所相談においては、様々なニーズに対応するために、親子並行面接、親面接、子面接を行っている。また、来所相談＋（プラス）としてオンラインによる相談を併用している。 ・SNS相談 小（４～６年）中高生を対象に、火・木・日の１８時～２２時に相談に応じている。GW期間や長期休業明けに、特設として毎日相談できる期間を設けている。 ・ワンストップ・オンライン相談 児童生徒、保護者、教職員を対象にZ o o mアプリによるオンライン相談を、平日９時から１７時まで実施している。
--

○支援事業

- ・放課後メタバースちば〜こさぼんの家〜

不登校により孤立した子供たちに対して安心・安全に参加できる仮想空間（メタバース）を活用した「居場所」を提供し、相談や支援につなげている。

- ・学校・関係機関支援

学校や関係機関が抱える生徒指導上の諸課題の解決を支援するため、所員を派遣し、事例検討会や研修等を行い、教職員の資質力量の向上を図った。また、県内各地域の実情や特性にあった支援を展開するため、積極的に地域へ同うプッシュ型支援を計画的に実施していくこととした。

- ・教育相談ネットワーク連絡協議会

事例検討会等を通して地域における効果的な関係機関の連携強化を図っている。

- ・サポート広場

子どもと親のサポートセンターにおいて、不登校の子供に対して、異年齢グループ活動により社会性を高める「サポート広場」等を実施し、社会的自立に向けた支援をするとともに、保護者に対しては、発達に即した子供の理解を深め効果的な支援の在り方を考える懇談会やセミナーを開催している。

○研修事業

- ・生徒指導リーダー育成研修、S S W研修、S C研修、教育相談コーディネーター養成研修、教育相談課題別研修において、いじめ問題をテーマに具体的な講義・演習・事例検討などの研修を実施している。

- ・管理職資質向上研修において、全校管理者の視点から「いじめ重大事態」「自殺予防」「不登校児童生徒支援」等に対し、資質向上を図っている。

② いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

○電話、来所、オンライン、メール、SNSの5つの相談窓口を開設し、児童生徒や保護者がいつでも相談できる体制をつくった。

- ・いじめを主訴とする相談件数

電話相談373件、来所相談11件、ワンストップ・オンライン相談4件、メール相談17件、SNS相談74件

- ・潜在的な相談者の掘り起こしが課題である。県公式LINE等の広報媒体や各教育委員会と連携した案内配信など、周知・広報活動を工夫する。

○管理職を対象とした悉皆研修を8月に実施した。

- ・いじめ問題の理解、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等、学校におけるいじめ防止対策について、周知した。

- ・文部科学省のいじめ・自殺等対策専門官から「いじめ問題の対応について」の講義により、いじめの定義と認知、組織的対応、ガイドライン改訂までの経緯について研修をした。

- ・大学教授から「いじめ防止・自殺予防と支援について」の講義により、いのちを守る教員の役割、地域での取組等について研修した。

○いじめの未然防止や教育相談体制づくりについての研修を実施した。

- ・より多くの教職員が研修できるように、対面やオンデマンド等、研修方法を選択できるようにした。

○学校・関係機関支援による教職員の資質・能力の向上

- ・各種支援事業においては、教職員の資質能力の向上に努め、効果を上げている。相談内容として、福祉的・医療的な対応や特別支援を必要とする事例が増加している。学校・関係機関との密な連携が今後必要である。

- ・いじめが起こってから事後対応を含め、いじめを未然に防ぐことに重きを置いた研修内容や教育相談体制づくりについての研修を実施した。

③ 御意見・御提案等

- ・いじめや不登校などに対しては、未然防止、早期発見、適切で迅速な対応が不可欠である。教育相談事業を通して、様々な不安や課題を抱える児童生徒や保護者に寄り添いながら相談活動を実施していく。支援事業を通して、学校現場での課題解決に努めていくとともに、教職員のサポートをしていく。

- ・小学生から高校生向けの教育相談事業についての啓発資料を作成し、長期休業前に学校を通じて周知していく。また、教職員対象の教育相談研修等の際に教育相談事業の広報活動を継続して行う。
- ・「いじめ」が認められる相談に対しては、保護者からの話を丁寧に聴き取り、速やかに学校等関係機関との連携が取れるように担当相談員と所員との報告・連絡・相談体制を確認・強化していくとともに、関係機関との連携をより推進していく。
- ・問題解決型の研修内容から、開発・予防的な視点での研修を増やす。担当者と講師の打ち合わせを綿密にしなが
ら、研修したことを学校等で実践できるような場面を設定する。また、受講者のニーズにあった研修（オンデマ
ンド研修やオンライン研修）を企画、運営する。

10 千葉県総務部学事課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○千葉県いじめ重大事態再調査会の設置

- ・再調査会の担任する事務は、県立学校、私立学校のいじめの重大事態の調査結果についての再調査等となる。
- ・教育等に関する学識経験者を、再調査の必要性（又は再調査の必要性を再調査会に諮問する必要）が認められ
る事案発生の都度、委員として任命する。

○スクールカウンセラーの充実

- ・スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、校内教育相談体制の充
実を図った。令和7年度は、私立学校69校に対して、40,567千円を交付した。

○ネットパトロールの情報提供

- ・私立中学校・高等学校に係るネットパトロールの情報について、当該校の管理職に一報を入れ、内容の確認を
依頼するとともに、削除依頼を含めた指導を依頼している。

○関係文書の迅速かつ確実な送付

- ・文部科学省や県教育庁から発出された、生徒指導やいじめ問題に関する文書を、迅速かつ確実に送付し、学校
に適切な対応を依頼している。

○当課に寄せられるいじめに関係する相談等への対応 相談関係機関との迅速な連携

- ・当課に寄せられる保護者等からの相談については、その内容を当該校の管理職に確実に伝え、学校における適
切な対応を依頼している。
- ・関係機関との連携（対応方法の相談・確認等）しながら、迅速かつ適切な対応に努めている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・現在のところ、いじめ重大事態の調査結果について、再調査の必要性が認められる事案は発生していない。
- ・教育相談体制充実のため、スクールカウンセラーの活用をさらに促す必要がある。また、不登校児童生徒支援チ
ーム等関係事業についても周知する。
- ・SNSの書き込み等によるいじめへの対応・予防がより適切なものとなるよう、教員研修や児童生徒向けの指導
を各学校の実情に応じて実施するよう依頼する必要がある。
- ・メールを活用し、関係文書を迅速かつ確実に通知している。

③御意見・御提案等

- ・学校の初期対応が不十分であったために、保護者と学校の関係がこじれるケースが見受けられ、未然防止・初期
対応の重要性や重大事態ガイドラインに沿った対処の必要性を、引き続き周知・依頼する必要がある。
- ・私立学校の適切な対応を後押しするため、スクールロイヤーの活用をさらに促したい。

11 千葉県健康福祉部健康福祉政策課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○県内小・中・高等学校等への人権啓発DVDの貸出し

- ・貸出件数 12件（視聴人数2,409人）

○県内小・中・高等学校等への人権問題講師紹介

・講師紹介・派遣実績 15件（受講人数5,161人） ○スポーツ組織と連携・協力した啓発活動 【主催】県、千葉県人権啓発活動ネットワーク協議会 （県、県教育委員会、千葉市、千葉地方法務局、千葉県人権擁護委員連合会） （1）スタジアム啓発の実施（ジェフユナイテッド市原・千葉） 日時：令和7年11月2日（土） 場所：フクダ電子アリーナ 内容：啓発物品の配布等 （2）県内スポーツチームの選手を起用したポスターの作成・配布（千葉ジェッツふなばし） 配布先：県内小・中・高等学校等 配布数：5,500枚 内容：「いじめゼロ宣言～いじめゼロ みんながみんな 友達だ～」のメッセージとともに、相談連絡先を周知 ○子どもの人権に関する研修会 日時：令和8年2月2日（土）～2月27日（金） 方法：オンライン開催（県公式YouTubeチャンネルにて動画配信） 内容：講演：「こどもの人権を大切にするために～教育カウンセリングの視点から～」 講師：諸富 祥彦氏（明治大学文学部教授） 対象：県職員、県内市町村職員、県内公教育職員 参加者数：319人
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・DVDの貸出により、学校等において映像による効果的な人権啓発活動が行われた。 ・講師紹介により、学校等において効果的な研修会・講演会等の実施に繋がった。 ・啓発物品の配布により、子どもの人権相談ダイヤルの周知を図り、いじめ撲滅に向けた取組の実施を図った。 ・ポスター配布先へのアンケートの結果、「いじめ等のほか、人権について考えるきっかけとなった」と回答した割合は47.6%、「いじめに関する連絡先を知るきっかけとなった」と回答した割合は50.9%であった。また、「今後もポスター配付を行った方がよいと思うか」との質問に対し、「行ったほうがよい」と回答した割合は96.9%であった。 ・子どもの人権に関する研修会受講者へのアンケートの結果、子どもの人権についての理解が「大いに深まった」、「おおむね深まった」と回答した割合は合わせて99%であった。 （課題） ・ネットいじめについては、状況の変化が早く、DVDの内容と実態とに齟齬が生じやすいため、状況の変化に合わせてDVDの種類や内容を更新するなどにより、ネットいじめに関する正しい知識と理解をしてもらう。
③御意見・御提案等
・特になし

1.2 千葉県健康福祉部児童家庭課

① いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○児童家庭相談への対応 ・児童家庭相談への対応（7児童相談所） ○関係機関との連携 ・児童虐待相談等、児童相談所に寄せられる児童家庭相談のうち、いじめ問題を含む相談については、学校や教育委員会との十分な連携を図るとともに、必要に応じて医療機関、警察等にも協力を依頼している。 ○子どもの権利を守るための取り組み ・子ども全員が持っている大切な権利について知ってもらうために、子どもの権利条約をもとに「千葉県子ども

の権利ノート」を作成（教育庁と協働作成）し、ホームページで公開している。（無料でダウンロード可） ・児童相談所に保護された全てのこどもに「子どもの権利ノート」「あなたへの大切なお知らせ（葉書）」を配布している。
② いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・千葉県児童相談所（千葉市含まず）における要保護児童相談受付件数のうち、主訴がいじめであるものは平成29年度から令和6年度まで各年度0件であった。また、いじめを主訴とせずとも、係属のある児童がいじめ問題に関与した際には、学校や市町村と連携して対応している。 ・子どもの権利を守るための取り組みについては引き続き取り組む。
③ 御意見・御提案等
・引き続き、学校や教育委員会等との連携を密にし、いじめ問題等に対応していきたい。

1.3 千葉県健康福祉部子育て支援課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○放課後児童支援員資質向上研修 ・放課後児童クラブに勤務する放課後児童支援員等に対して必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行うことにより、資質の向上を図る。 ・令和2年度から本研修のテーマの一つとして「いじめと虐待への対応」を必修項目に設定し実施。内容は、いじめ防止対策推進法における「いじめ」の定義や、具体例、実際に「いじめが発生した場合の具体的な対応策」など。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
○令和7年度放課後児童支援員資質向上研修では、491名の放課後児童支援員等が「いじめと虐待への対応」に係る研修を受講した。 ○今後の放課後児童支援員資質向上研修においても、「いじめ」に関する内容の研修を実施し、放課後児童クラブでのいじめの防止、いじめが発生した際の早急な対応につなげていきたい。
③御意見・御提案等
・特になし

1.4 千葉県健康福祉部こども・若者政策課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
【青少年ネット被害防止対策事業】（ネットパトロール・啓発講演） ・ネットパトロールを業務委託し、県内中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒の問題のある書き込みを監視している。特に問題があるものについては、教育委員会等に連絡し、書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼した。（令和7年度実施状況：問題のある書き込みをした生徒の総数969人、そのうち特に問題のある書き込み110件） ・学校等の要請に応じ、児童・生徒、保護者、学校関係者に向けてネットいじめ防止対策の内容を含む、講演を実施するなど、インターネットの適正利用について啓発を図った。（令和7年度実績：78回、参加者22,509名）また、啓発内容をまとめたリーフレットを作成し、受講者等に配付し、講演で活用した。 【青少年非行防止対策事業】（非行防止チラシの作成・配付、動画広告の配信） ・誹謗中傷やネットいじめを含むインターネットに潜む危険に対する情報が掲載された非行防止チラシを小学5年生及びその保護者に対して30,000部、中学1年生及びその保護者、高校1年生に対して90,000部を作成・配付した。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・関係機関と連携を図り、特に問題のある書き込みを発見した場合、速やかに情報提供した。 ・生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、引き続き、効率的にネットパトロールを実施することができた。

- ・インターネット適正利用講演においては、身近な事例、最新の事例、予防方法及び相談窓口等を講演内容に盛り込み、参加者の意識を高めることができた。
- ・ネット上のサイトでは、日々変化する利用状況や投稿者の匿名性などの要因により、青少年のネット被害等を未然に防止することが困難である。
- ・非行防止チラシは県内全ての小中高校に配布することができた。
- ・SNSに起因するトラブルや問題行動等の発生傾向を把握する必要がある。

③御意見・御提案等

- ・ネットパトロールと併せて、生徒が問題のある書き込み自体を行わないよう、啓発を図っていく。
- ・学校だけでは対応が難しいと考えられる書き込みが発見された場合は、警察等の関係する機関を併せて案内するなど、委託事業者の知見を得ながら、学校に対し、対応案を周知する。
- ・引き続き、生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、効率的にネットパトロールを実施していくとともに、市町村、学校、関係機関と連携し、青少年のトラブルの未然防止に努める。
- ・増加傾向にあるネットいじめやインターネットトラブル、最新の事件等に対応できるよう、配付チラシや動画広告の内容を検討し、啓発の強化を図っていく。

1 5 千葉県中央児童相談所

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○管内市町のいじめ問題対策連絡協議会への出席

○いじめ問題に関する相談が寄せられた際には、児童相談所の立場で助言・支援を行っている。必要に応じて医療機関等にも協力を依頼している。

○こどもの権利を守るための取り組みとして、一時保護された児童に、「子どもの権利ノート」「あなたへの大切なお知らせ」を配布している。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・関係機関との情報共有や意見交換を行い、必要に応じて児童相談所としての助言を行っている。
- ・いじめを主訴とした相談受付はほとんどないが、子どもの権利が守られているかという視点で、児童相談所の視点を大切にしながら、対応を行っている。
- ・こどもの権利を守るための取り組みについては、継続する。

③御意見・御提案等

- ・特になし

1 6 ・ 1 7 千葉県警察本部生活安全部少年課・同課少年センター

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○ヤング・テレホン

- ・本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口（ヤング・テレホン）を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言指導を行っている。

○スクール・サポーター制度

- ・スクール・サポーターは、小学校、中学校、義務教育校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童生徒を対象に、教職員が行う生徒指導活動等への支援や助言をとおして、生徒指導体制の構築、校内秩序の改善、児童生徒の安全確保に努めており、非行問題などを抱える学校からの要請に基づいて派遣している。

○非行防止教室

- ・非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小、中、高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員等の警察職員を学校に派遣し、教材を使用して開催する教室であり、いじめ防止を含めた児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも行為が犯罪等に該当する場合には、被害児童等や保護者の意向、学校における対応状況を踏まえながら、必要な対応を図っている。 ・警察としては、学校や教育委員会との緊密な連携により、早期把握と情報の共有等を図る必要がある。
③御意見・御提案等
・いじめ防止に向けた広報啓発や、学校からの要請に基づきスクール・サポーターを派遣するなど、いじめ問題に取り組んでいる関係機関への支援を引き続き行っていく。

18 千葉県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

① いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○ネット安全教室 ・小中高校生などの学生に対して、ネットリテラシーの向上を目的とし、SNSの危険性や問題点を中心に、その対処方法やSNSに関連するいじめ問題等を含めたネット安全教室を実施している。 ・令和7年度実績 小中高大学生：509回（前年比+18回）、116,171人（前年比+3,298人） 教職員：73回（前年比+18回）、3057人（前年比+761人） ○GIGAスクール構想に伴うサイバーセキュリティ対策 ・千葉市内の小学校、八千代市教育委員会と連携し、情報モラルに関するカリキュラムの提供、意見交換などのサポートを実施した。 ○産学官の連携による広報啓発活動 ・株式会社秋田書店が発行する人気漫画作品『刃牙シリーズ』とコラボし、広報用ポスターや啓発動画等のコンテンツを作成し、主に青少年層を対象とした広報啓発活動を実施した。 ○各種イベントを通じた広報啓発活動 ・商業、スポーツ施設等の大型スクリーンを使用したコンテンツの放映、SNSを使用した情報発信、警察主催イベントでのブース出展など各種イベントを通じた広報啓発活動を実施した。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・GIGAスクール構想の施策については、連携機関から好意的な評価を受けており、今年度も継続して実施する予定である。今後はさらなる連携体制の強化及び対象機関の拡大を課題として位置づけ、ネット安全教室と併せて取り組みの質と効果の向上を図っていく。 ・各種広報啓発活動については、産学官の連携のもと、効果的かつ計画的に実施することができたことから、引き続き各種連携を強化していきたい。
③御意見・御提案等
・いじめ問題対策において、児童生徒だけではなく指導する教職員、管理する保護者等のネットリテラシーの向上は欠かせないものである。 ・GIGAスクール構想に伴うサイバーセキュリティ対策について、県内全体のネットリテラシーの向上を目的としていることから、ご協力をお願いしたい。

19 千葉市教育委員会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
(1) 生徒指導・特別支援教育担当指導主事会議の設置 生徒指導・特別支援教育を担当する指導主事等としての資質向上を図り、本市の生徒指導と特別支援教育の推進を目指すために、各課、各所、各センター間で情報交換を行うとともに、その対策について協議する。年間6回開催。 (2) 千葉市生徒指導調査研究委員会の設置

教職員の資質や力量向上のため、研修体制の充実及び啓発・指導資料の作成を行っている。

(3) 生徒指導特別対策委員会の設置

生徒指導上の諸問題について各課、各所、各センター間で情報交換を行い、その対策について協議する。年間9回開催。

(4) 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の設置

いじめの防止等のための対策を行うこと、いじめ等による重大事態における事実関係を明確にし、当該重大事態への対処及び同種の事態の発生の再発防止を図ることを目的として設置している。定例としては年3回開催。

(5) いじめ問題対策連絡会の設置

学校関係者、警察関係者、関係各課等が、いじめ問題への対策等について情報交換をし、共通理解を図るとともに、連携を図ることを目的として設置している。年間3回開催。

(6) 教育相談ダイヤル24の実施

いじめ問題等に悩む児童生徒や保護者等がいつでも相談できるように、夜間・休日を含めた24時間の電話相談窓口を開設している。

(7) 長期欠席対策担当教育相談員（長欠相談員）による学校訪問の実施

各学校の長期欠席児童生徒の状況を調査し、必要に応じて相談を受けたり、学校訪問を通して対応についての指導、援助を直接行ったりしている。

(8) スクールカウンセラーの配置と体制の強化

全小・中・中等教育・高特別支援学校にSCを配置し、児童生徒や保護者等の相談にあたる。また、2区に1人の割合で3名のスーパーバイザーを配置し、緊急時対応及びSCからの相談対応を行っている。令和7年度は小・中学校の配置時間数を増加し、教育センター「ライトポート」には前6か所に配置した。

(9) スクールソーシャルワーカーの配置と体制の強化

13名を配置。教育支援課に2名、教育センター2名と養護教育センター1名、7校の中学校に1名ずつ配置し、教育委員会で把握しているケースや学校から相談されたケースに対応している。

(10) 統括スーパーバイザーの配置

平成28年度からSC統括スーパーバイザーを、令和2年度からSSWスーパーバイザーを教育支援課にそれぞれ配置し、SC・SSWの連携を促進し、教育相談体制の充実を図っている。

(11) いじめ防止に係る対策

「千葉市いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」を教育委員会のホームページに掲載し、各学校のいじめ対応への参考にしてもらうとともに、学校のHPから「学校いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止指導計画」で保護者・地域との連携推進に役立てている。

(12) 指導主事による要請訪問の実施

市内市立学校を対象に指導主事が訪問し、いじめ対応の法的根拠やいじめの初期対応、保護者対応等、各学校からの要請に応じ研修を行っている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・令和6年8月改訂の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の趣旨に合わせた「千葉市いじめ防止基本方針」を令和8年3月に改定した。
- ・管理職を対象とした悉皆研修を4月に実施した。
- ・いじめの初期対応の重要性や組織対応の必要性について改めて周知した。
- ・文科省の児童生徒課いじめ・自殺等対策専門官から「いじめを重大化させないためのポイント」等について研修をした。
- ・学校におけるいじめの未然防止、組織的な対応、早期解決を促進するため、引き続き各学校の要請により、いじめ対応に関する要請訪問を行い、いじめの定義や認知の正しい理解、適切な対応方法などを、多くの教職員に理解してもらえる機会を増やしていきたい。
- ・わいせつ事案や暴力事案、SNS上でのいじめが増えている。それに対する対応について各校に周知していく必要がある。

・わいせつ事案や暴力事案はいじめの重大事態に発展する可能性が非常に高い。そのため対応フローを各校へ発出し、周知していく。 ・警察等関係機関との適切な連携について通知や研修等を通して周知していく。 ・SCやSSWの活用、教育相談ダイヤル24やSNS相談の周知など、児童生徒や保護者がいつでも相談できる体制づくり、幅広い相談窓口の構築にさらに努め、相談体制の更なる充実を図りたい。
③ 御意見・御提案等
・特になし

20 千葉少年鑑別所

① いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○学校等に対する講演、法教育活動 ○問題行動の背景因としていじめ被害が認められる少年に対する相談活動 ○いじめ重大事態に際しての調査対策委員会等への参加
② いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・いじめを直接的にテーマとした講演や法教育は実施していないが、小学校高学年向けの暴力防止に関する法教育など、例えば、いじめにつながるような非行・問題行動に係る講演活動等の実績がある。 ・いじめ問題そのもので当所に訪れる相談者は少ないものの、対象者の非行や問題行動、学校不適応の背景には、いじめ被害が潜んでいる場合が少なくなく、被害の内容や経緯等について丁寧にアセスメントし、必要に応じた支援や助言を行っている。
③御意見・御提案等
・問題行動を起こす児童・生徒に関する相談において、学校や関係機関同士の情報共有や連携によって高い効果が得られたことが多くある。いじめに関連する相談に対応する際には、学校との連携を積極的に図っていきたいと考えている。 【当センターの援助方法の例】 ・いじめ等の問題行動を行う児童や生徒などのケース会議等に参加し、非行や問題行動を専門とする立場から見立てや支援方法に関する助言などを行う。 ・小学校高学年など、いじめが問題となりやすい年齢の児童等を対象とし、暴力行為などに関する予防的な法教育を行う。

21 千葉地方法務局

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○いじめの未然防止や早期発見・早期対応のための様々な取組 ・日常生活における人権問題や人権尊重の重要性について解説した啓発冊子「みんなともだち マンガで考える『人権』や『いじめ』 させない 見逃さない」、児童の権利条約の内容を平易に解説した小学生向けの啓発冊子「よくわかる！こどもの権利条約」を活用した各種人権啓発活動 ・啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！いじめ」及び「あなたは大丈夫？考えよう！児童虐待」のほか、様々な人権問題を自分の問題として考えることを呼び掛ける啓発動画『『誰か』のことじゃない。(いじめ編・児童虐待編)』や「全国中学生人権作文コンテスト」の入賞作文等を題材にした啓発動画等をYouTube法務省チャンネルで配信 ○担当する主な関係事業等 ・「こどもの人権110番」 全国共通のフリーダイヤルによる専用相談電話を設置 ・「こどもの人権SOSミニレター」 封筒（料金受取人払の処理を施したもの）と便箋を一体化したこどもの人権SOSミニレター（以下「ミニレター」という。）を全国の小・中学校等の児童・生徒に配布。ミニレターへの返答は、法務局職員と人権擁護委員

とが連携して行う。 ・こどもの人権SOS－eメール インターネットのメール機能を利用した人権相談 ・LINE じんけん相談 若年層でも利用しやすいLINEを利用した人権相談 ・「人権教室」の実施 小中学校において、人権擁護委員が講師となって人権教室を実施 ・全国中学生人権作文コンテスト及び千葉県子どもの人権ポスター原画コンテスト 人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを願って実施
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・人権教室の際に、中学生人権作文コンテストの入賞作文を活用した人権啓発資料（入賞作文集、入賞作文を題材にして作成された啓発動画等）を使用することにより、こどもたちに人権尊重の重要性、必要性を理解してもらうことができたと考えている。 ・フリーダイヤルによる電話、ミニレター、インターネットやLINEでも人権相談を受け付けており、様々な手段を用意することで、こどもたちが相談しやすい体制をとっている。 ・困難を抱えるこどもをひとりでも多く救済につなげるために、ミニレターの配布場所を従来の全国の小・中学校等、児童相談所に加え、図書館や児童館、こども食堂といった関係機関に対し、ミニレターの備付け等の依頼を行っていきたい。
③御意見・御提案等
・当課においては、こどもの人権擁護活動について関係機関との連携強化等を推進するため、要保護児童対策地域協議会及び子ども・若者支援地域協議会に法務局や人権擁護委員が参加するよう、未加入のこれら協議会の要保護児童対策調整機関や子ども・若者支援調整機関と調整を行っているため、御協力をお願いしたい。 ・関係機関に対し、ミニレターやLINE じんけん相談周知用カードの配布を依頼するなどの取組も行っているため、御協力をお願いしたい。

2.2 千葉保護観察所

① いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○毎年、県等の後援を得て、保護司会等関係団体と連携し、小中学生を対象とした「“社会を明るくする運動” 作文コンテスト」を実施しているが、応募作品には、いじめを題材とする作文も多く、小中学生に対して、いじめ防止についての啓発活動につながっている。 ○保護観察開始時に実施するアセスメントにおいて、いじめ被害・加害も含め、犯罪・非行の背景となり得る要因を調査・分析した上で、保護観察の実施計画を立てている。 ○保護観察を受けている少年が、学校でいじめを受けたり、他の生徒をいじめるといった問題が認められる場合には、必要に応じて学校等の関係機関と協議を行うなどした上で、指導や助言について検討している。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
○令和7年度の「“社会を明るくする運動” 作文コンテスト」の応募総数は16,350であった。
③御意見・御提案等
・特になし

2.3 千葉県都市教育長協議会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○未然防止に向けた心の教育（各学校） ・いじめ防止啓発強化月間の設定 ・命を大切にするキャンペーンの実施 ・いじめ防止標語の作成、募集

- ・いじめ防止啓発リーフレット（児童生徒・保護者用）及びいじめ防止啓発カードの活用
- ・WEBQU、豊かな人間関係づくりプログラムの実施
- ・情報モラル教室の実施

○研修の充実

- ・管理職研修や生徒指導主任研修、経験者研修等において、『情報モラル』『学校リスクマネジメント』『いじめ対応』などについて啓発

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

○学校警察連絡制度

- ・関係機関（警察、少年センター、児童相談所等）との情報共有と今後の方針について共通理解をする。また、小中高のつながりを増やし、今後の情報交換がスムーズに行えるようにする。

○市長部局との連携

- ・教育委員会のいじめ相談窓口だけでなく、市長部局に設置されているいじめ相談窓口の周知。児童生徒へ配付されている一人一台端末のプラットフォームにチャット相談のアプリケーションがあり、そこから直接相談ができる。また、ラインの友達登録をすることで自分のスマホなどからライン相談をすることができる。

○第三者委員会の委員の増員

- ・法28条第1項1号いじめ重大事態が同時期に複数発生した場合に備えた委員の増員。

○いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合（塾やクラブ等）であつても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者等に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導またはその保護者等に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校総合間の連携協力体制を整備。

○保護者対応に係る関係機関への相談

- ・学校問題解決支援事業の支援チームへの相談をし、保護者への対応についての様々な立場からの助言をいただく。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・いじめの認知件数（人数）について、幅広い認知を進めることで、スクリーニングが進み、いじめ事案に対する適切な対応を進めることができている。
- ・いじめ重大事態を調査する第三者機関としての調査委員会だけでなく、いじめ問題対策連絡協議会の設置及び運用することで、市の関係各機関の取り組みを知るとともに、いじめの未然防止に対して共通の認識を持てるようになり、連携した取り組みにつなげることができる。
- ・SNSに関するトラブルは、やはり多く見受けられる。『情報モラル教育』という取り組みだけでなく、『デジタルシティズンシップ教育』としてとらえ、デジタル社会のよき担い手（市民）を育てるための教育を進めることで、どうすればデジタル技術を安全かつ効果的に使いこなせるかを主体的・対話的に学ぶ必要がある。
- ・対象児童生徒や関係児童生徒の保護者への対応がメインになってしまっていて、児童生徒の思いを中心とした対応になっていないことが多い。
- ・いじめの初期対応が遅れたり、ないがしろにしてしまったりしたことで、その後の対応が複雑化し、事案の拡大につながるが多い。

③御意見・御提案等

保護者対応

いじめの一般的な対応や重大事態調査において、児童生徒の思いを置き去りにして、保護者の感情から生まれる要望への対応に現場が非常に苦慮しているケースが多く自治体で見られる。

①スクールロイヤーについて

いじめ事案の対応への複雑化が進んでいる。中でもスクールロイヤーの助言求めるケースがかなり増加している。保護者からの文書に対する回答や過度な要求などへの対応に苦慮している。文書での回答については、昨今の生成AIを活用したであろう文書に対する回答作成は、そのやりとりで終わりが見えず、対応は困難を極める。また、保護者の中には代理人を立てていじめ対応についての説明や是正を求める内容証明を送付してきたり、直接弁護士から面談を求められたりすることがある。AIや代理人の活用について、一昔前よりも身近でリーズナブルになっ

てきていることから、こういった事例が多くなって来ていることは確かである。現行のスクールロイヤーとしての法的な助言にとどまらず、学校や教育委員会の代理人のような立場で同席いただいて、対応していただかなければ、本来の業務に大きな支障をきたしてしまうフェーズに来ている。

②教育の場としての限界と保護者の感情との乖離

対象児童生徒家庭の関係児童生徒家庭に対する処罰感情により、学校の教育的配慮以上の要望への対応が難しく、事案が長期化している。いじめ事態は止んでいたりと、謝罪も済んでいたりとするものの、いじめを受けた側が相手との接触を避けるために欠席や別室登校を選択するケースなど学校生活で制限を受けていて、いじめを行った側はこれまでと変わらず過ごしていることに対していじめを受けた側は納得がいかないケースが非常に多い。それ以上学校としてはできることが限られるもののその価値観についてはご理解いただけない。

いじめをおこなった児童生徒への別室授業対応

いじめ重大事態調査を行う学識経験者の中には、報告書等の提言の中で別室授業の是非について触れる場合がある。問題行動不登校等調査では、いじめを行った児童生徒の別室授業について全国で一定数確認されている。出席停止ほどではないが、再発が見込まれる場合やいじめを受けた児童生徒側の要望に寄り添う形などが考えられる。別室授業を実施するにあたっての過去の判断要素の例と、法やガイドラインと照らした上での決定までのフローチャートを周知してほしい。

24 千葉県町村教育長協議会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○未然防止に向けた心の教育

- ・いじめ防止基本方針をすべての学校に周知し、指導
- ・SOSの出し方教育について各学校で実施
- ・いじめ防止啓発カードの活用、児童生徒への生活アンケートの実施
- ・人権週間の活用、外部講師による人権教室の実施、保護者との情報交換
- ・道徳教育の推進

○担当する主な関係事業等

- ・教育相談体制の充実及び相談窓口の周知
SCの全校配置（町雇用職員1名含む）、SSWの活用
学校適応専門官・教育相談員の雇用・教育支援センターへの主幹（1名）常駐
- ・教職員の研修会、校長会・教頭会・生徒指導研修会の実施

○関係機関との連携

- ・要保護児童地域対策協議会
- ・児童相談所、警察、印旛健康福祉センター、町福祉部局
- ・卒業（園）する学校等と入学する学校及び放課後児童クラブ職員間での情報共有等

○教職員の取組

- ・学校いじめ防止基本方針の取組の検証と修正・改善
- ・いじめの認知漏れの点検
- ・学校いじめ防止基本方針の全教職員による共通理解
- ・学校いじめ防止基本方針の保護者、児童生徒、地域住民への周知
- ・いじめ防止等の研修の実施
- ・令和8年3月の定例議会で九十九里町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例が制定され、それを受けて6月1日に第1回、九十九里町いじめ問題対策連絡協議会を開催する。
- ・若手職員を中心とした参加体験型の研修を通して、いじめを起こさない学級づくりや教科指導と生徒指導を一体化させた授業づくりの推進

② いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・令和5年10月に一部改正した「栄町いじめ防止基本方針」において、いじめの対応マニュアルを策定し、各学校における対応を徹底している。 ・各学校にスクールカウンセラーを配置することにより、教育相談の機会が増え、学校における様々な課題において早期発見・早期対応する体制を整えている。 ・いじめ防止に関する研修会などを通して周知し、各学校において、いじめについて組織的な対応を指導している。 ・若年層の教職員の割合が増加傾向にあるため、若手教員スキルアップ研修会を実施し、県の総合教育センターの研究指導主事を講師に招き生徒指導や諸課題への知見を広める機会を設けている。 ・昨今、ネットやSNSなど学校現場だけでなくところでの諸問題が発生することがある。そのため、学校と教育委員会、関係機関等と連携を深めた対応をしていく。 ・町においては、各種会議、研修等において効果的な活用方法の周知や活用によって好転した事例などを具体的に紹介し、より効果的ないじめ問題に対する体制づくりに繋げられるよう働きかけていく。 ・いじめ問題が起こった場合には、危機管理の「さしすせそ」を意識し、学校組織で対応していく。
③御意見・御提案等
・S S Wの増員と配置時間の拡大を要望したい。 ・学校でいじめや諸問題が生じた場合、他の機関・団体に連絡したり相談することに、ハードルを感じている学校もあることは事実である。そこで、いじめ問題対策連絡協議会や長期欠席児童生徒及び生徒指導対策委員会に、関係機関を招くことにより、直接顔を合わせることで、事案が生じた時や相談をしたい時に、連絡しやすい関係が築かれつつある。今後も、密接な連携が図れるよう、他の機関・団体と学校との関係作りに尽力していく。 ・情報モラル教育の重要性はデジタル化の推進とともに高まっている。講師派遣事業の拡大をお願いしたい。 ・いじめ問題に限らず、大人も初めて体験するインターネットや生成A Iに簡単にアクセスできる現状において、判断力が未成熟な子供たちにどの様に利活用したらよいかを指導するなど学校教育での課題が山積している。 ・教員とは別枠の人材投与感が強く、本来教師が持っている生活指導力がますます減退し、声を出せない教師が増えているような気がします。 ・性的マイノリティへの対応や取組について、入学する際に、本人や保護者の思いや考えを十分に傾聴する。 ・学校生活において、困ったことや悩んでいるようなことを相談できるような体制をとり、本人、保護者との合意形成を図りながら、対応していく。

2.5 千葉県小学校長会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
千葉県小学校長会では、千葉県内の小学校におけるいじめの未然防止、早期発見、迅速な対応に向けて、組織的な取組を重点的に展開しています。主な取組状況は以下の通りです。 ○運営方針と啓発活動 ・重点活動への位置づけ…会の「運営方針並びに活動の重点」において、いじめ防止を含む生徒指導上の諸課題への対応を明記するとともに、各学校に対して取組を強化するよう継続的な啓発を実施。 ・条件整備の要望…いじめ対応や生徒指導を円滑に進めるための体制づくりとして、教員配置の拡大を要望。 ○研究協議会での事例検討 ・毎年開催される小学校長会主催の研究協議会において、分科会を設けて具体的な対応策を検討 ・健全育成分科会…家庭、地域、関係機関と連携したいじめ防止対策や、不登校への取組を各校の提案をもとに協議 ・豊かな人間性・学校安全分科会…いじめの土壌をつくらないための道徳教育・人権教育や、自ら判断し行動できる児童の育成を検証。 ○学校体制の整備と見直し ・いじめ防止基本方針の更新…会に所属する各小学校において、毎年「学校いじめ防止基本方針」の定期的な見直しを実施し、方針を各校のホームページに掲載し、保護者や地域へ周知。

○地域・校種間の情報共有 ・小中連携の推進…各市町村教育委員会との連絡協議会等を活用し、各地区の校長が定期的ないじめ事例や生徒指導上の情報交換を実施。中学校区単位などでの小中連携による情報共有を強化。 ・連絡協議会への参画…千葉県いじめ問題対策連絡協議会の構成機関として参画し、SNSやLINEグループ外しといったネットいじめの現状や、初期対応の重要性について提言。 ○初期対応の徹底（「さしすせそ」の意識） ・いじめ発生時において保護者の不信感や事態の深刻化を防ぐため、学校初期対応の「さしすせそ」を重視し、組織的な対応を呼びかけ。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題 ・各小学校が毎年「学校いじめ防止基本方針」の定期的な見直しを行い、学校のホームページに掲載することで、保護者や地域住民への迅速な周知・透明性の確保を達成している。 ・本会の活動重点にいじめ防止を掲げ、毎年開催している「校長研究協議会」の「健全育成」などの専門分科会を通じて、各校のいじめや不登校に関する具体的な実践事例・提案を基にした深い協議を行い、管理職としての対応力を組織的に強化している。 ・各市町村教育委員会との連絡協議会において、各地区の校長が積極的に情報交換を行うことで、さまざまな対応事例について小学校と中学校の間で円滑に情報共有を行う体制を構築している。 ・本会の理事会を通じて「いじめ防止月間」「虐待防止月間」「人権月間」などの重要施策の実施時期を各校に周知し、全県的にタイミングを合わせた啓発活動と児童への意識付けを行っている。 ・各学校におけるいじめの認知基準や、アンケート・日々の観察による早期発見の精度をさらに均質化し、潜在化しやすいいじめを漏れなく把握する仕組みについて継続的に見直しを図る必要である。 ・児童の特性や教育的ニーズ、気持ちを言葉で表現することが難しい児童に対するきめ細やかな指導体制を構築し、教職員の組織的な対応力を向上させることが求められる。 ・学校内での解決にとどまらず、家庭環境やスマートフォンの利用状況などに端を発するトラブルに対し、三点潜在化しやすいいじめを漏れなく把握する仕組みについて継続的に見直しを図る目は、学校内での解決にとどまらず、家庭環境やスマートフォンの利用状況などに端を発するトラブルに対し、保護者や地域の関係機関と迅速に共有・連携できるネットワークを強化することが課題である。
③御意見・御提案等 ○教員の多忙化解消と働き方改革 ・教員が子どもと直接向き合う時間を確保するための必須条件である、多忙化解消と働き方改革に向けて、学校宛ての文書や各種調査・報告等の簡素化・縮小・削減。 ○専門スタッフの増員（加配配置を含む） ・いじめ、不登校対応教員等生徒指導加配の増員。 ・スクールソーシャルワーカー（SSW）およびスクールカウンセラー（SC）のさらなる増員・配置拡充。 ○法的サポートの周知と活用 ・いじめの重大事態など法的判断や対応が難しいケースに備え、「千葉県スクールロイヤー活用事業」について、一層の周知と活用しやすい環境整備。 ○SNS利用に関する対策 ・ネットパトロール等の強化や情報モラル教育、ネットリテラシー教育の推進

2.6 千葉県中学校長会

① いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況 ○いじめの防止・対応等にかかる諸通知等の理解と適切な運用 ・「生徒指導提要」の十分な理解に努め、適切に運用する。 ・いじめ重大事態にかかる通知に基づき、当該事案発生時には適切な報告を行う。 ○学校いじめ防止基本方針等の見直し、修正、改善
--

- ・PDCAサイクルで不断の検証をする。
- ・ホームページ上で公開し、周知を図る。

○予防の観点

- ・命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むとともに、「特別の教科 道徳」を活用する等、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
- ・集団の自助力を高める。より良い集団作りを行う。
- ・「いじめゼロ宣言集会」など「いじめ防止」に関する生徒会活動を支援する。
- ・「SOSの出し方教育」や「人権擁護委員会」、「スクールロイヤー」の講演会などを活用し、自己を守る教育を推進する。
- ・「豊かな人間関係プログラム」を実施し、対人関係構築のためのスキルを高める。

○早期発見のために

- ・担任からの気づき（いじめなどに対する兆候）を大切にし、日々の健康観察や生活記録ノートなどから生徒の様子を把握する。
- ・各種調査（Q-U調査、いじめ実態把握アンケート、生活アンケート等）から得た情報を校内で共有し、複数の教員の目で生徒を観察する。
- ・教育相談週間（年間3回程度）や生徒指導部会（週1程度）を位置づける。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭から情報の共有化を図る。
- ・相談窓口の周知徹底と相談箱の設置（定期的な確認）。

○早期対応のために

- ・生徒指導委員会や教育相談委員会などを充実・活性化する。
- ・担任一人に抱え込まず、学校全体で取り組む組織化を図る。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭との連携を迅速にし、きめ細かな対応をする。
- ・学校いじめ防止基本方針等に沿った対応を図る。

○他との連携

- ・家庭や地域（PTA等の組織や育成委員会、自治会、民生児童委員会、1000ヶ所ミニ集会、市町村関係機関等）との連携を図る。
- ・保護者からの相談等の対応や外部機関等につなげる時は、迅速・丁寧に行う。
- ・小中高の連携を図り、いじめに関する児童・生徒の情報交換や防止対策を練る。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用の充実を図る。

② いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・各学校において、「学校いじめ防止基本方針」やいじめ防止に係る委員会等、校内体制が整備され、いじめの防止・認知に関する職員の意識の高揚が図られている。
- ・問題解決にあたり、各学校の実態に応じて、外部機関（市町村関係機関、児童相談所、子親サポ、警察本部少年センター等）との情報共有、連携を積極的に行った。
- ・SNS等を使いたいじめ対策については、専門機関と連携を図りながら、保護者・生徒への指導を行ってきた。
- ・各種調査によって得られた情報を職員全体で共有し、心配な生徒への支援を複数の教員で行った。
- ・今後も生徒会活動の中でいじめ防止に関する集会等を積極的に行い、生徒の意識付けを行っていくとともに、いじめ撲滅に向けて、学校全体で取り組んでいく。

③ 御意見・御提案等

- ・関係機関との連携が密に行えるようになり、各学校が抱える問題も解決に向けて確実に動いていると感じている。今後もこの関係を継続していただき、いじめ撲滅に向けてチーム学校で対応していきたい。
- ・新たに通知された内容については、校長会においても話題にし、各学校において確実に理解され、適切に運用されるよう周知していく。
- ・スクールロイヤー等の活用を推進し、いじめ問題に対して、学校が法に則り、確実な対応ができるようにする。
- ・生徒の命の尊厳や生活の安心・安全を守るために最大限の努力をしなければならないことを校長会において再確

認するとともに、各校長の危機管理意識を高めていきたい。

・スクールカウンセラーの配置時間を増やすとともに、スクールソーシャルワーカーの増員を要望する。

2.7 千葉県高等学校長協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

(1) 生徒指導委員会

①未然防止に向けた各校の取組の紹介と支援

取組の実施例

○「いじめアンケート」※生徒へのアンケート調査（加害・被害・見た・聞いた）

生徒の状況を把握（R8年度から県のICTを活用した見守り支援システムでの実施が可能）

・各学期1回以上実施（年2～5回、状況に応じて追加実施）

・いじめ以外に教育相談のアンケートを実施

・「学校生活アンケート」という名称で「いじめ」だけでなく「悩み相談」等を実施

○生徒面談・保護者面談・・・面談週間等で生徒及び保護者からの情報収集

・年2回から複数回及び長期休業明けの生徒観察

○新入生に対し、学年集会で校長・生徒指導主事等より「いじめは絶対に許さない」ことの周知。生徒向け「ネットモラル」研修会・講話等の実施

○人権・SNS・デートDV等の内容での講話・職員研修（年1～2回開催）

○いじめに関するLHRの実施（年1～2回開催）

○組織的な生徒観察による未然防止および早期発見

②委員会における研修及び研究活動

○県教委児童生徒安全課より講師を招聘した研修

○委員会において各校の情報の共有

(2) 人権教育特別委員会

令和7年5月に「人権教育に関わる昨今の話題について」、令和7年1月に「現代の人権課題について」をテーマに、それぞれ講演会を実施した。令和7年12月には、全国高等学校長協会人権教育研究協議会千葉大会を開催、人権教育に関する各ブロック代表の取組の研究発表、全国の高等学校長との情報共有、研究協議を行った。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

(1) 生徒指導委員会

1 成果

「人間関係状況」や「いじめ」等を把握するために、ほぼ全ての学校が「アンケート調査」や「個別面談」を活用し、早い段階でいじめを把握できている。「法規上のいじめ」を含む認知数の増加と保護者、県教委との連携により、早期の対応につながっている。研修等により、様々な事例の理解と対応を深めることができた。

2 課題

①外部機関との連携と被害・加害双方の保護者対応の中で、感情的なものが先立ち、円満な解決へと辿りつけないことがある。また、すべてを「いじめ」として処理してもらおうとする生徒・保護者の対応が課題である。

②各校のみならず、地区・全県でのさらなる情報共有、共通理解が必要である。

③スクールロイヤーの活用等により、法的に正しい対応の周知をさらに進める必要がある。

(2) 人権教育特別委員会

1 成果

人権教育に関わる諸課題、いじめ問題の解決にもつながる多様性の受容などについて理解を深めることができた。

2 課題

成果の学校現場への還元に一層努める必要がある。

③意見・御提案等
(1) 生徒指導委員会 1 いじめ防止基本方針等、基本的な対応は各学校で整っている。しかし、発達障害や精神疾患に起因する問題が学校現場では大きな課題となっている。一定数の児童生徒が何らかの課題を抱えている現状に対して、様々な視点から更に事例を研究する必要があると思われる。 2 不登校や長欠、進路変更希望などの原因をすべて「いじめ」にしてしまう保護者がいる。実態が無くても、「いじめ」という言葉を使えば、すべて自分の思いどおりになると思込込んでいる生徒・保護者への対応に疲弊している教職員が多い。スクールロイヤーの活用や対応マニュアル等により、法的に正しい対応の周知を一層進めるとともにいじめ事案を長期化させないための工夫の必要がある。 (2) 人権教育特別委員会 教職員の人権感覚や人権意識を磨いていくことが、いじめの早期発見や予防に寄与するものとする。また、いじめに関する法令について理解を深めておく必要がある。

2.8 千葉県特別支援学校長会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○各特別支援学校において、「学校いじめ基本方針」に基づき、いじめは許さないという強い思いのもと、生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会等の定期開催や児童生徒を対象としたアンケートの実施、保護者との連絡調整、日々の子供の様子観察等から、いじめ防止対策に取り組んでいる。 ○児童生徒安全課、特別支援教育課との連携を図り、いじめ防止対策にかかると情報共有に努めている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
○校長研究協議会の場合、いじめ問題対策にかかると各校の取組状況や課題について共有するなどして、各校の対策改善の参考としている。 ○特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の状態等の幅が広く、自分の気持ちや思いを表現することが難しいことがある。そこで、個々の児童生徒の思いや行動を的確に把握できる方法（アンケートや保護者からの聞き取り、校舎内に相談箱を設置する等）を工夫していくことが重要である。
③御意見・御提案等
・スクールカウンセラーが必要な時に活用できるよう、スクールカウンセラーの特別支援学校への配置を増やしてほしい。

2.9 千葉県私立小学校協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
千葉県私立小学校協会では、加盟する私立小学校（10校）に対して、県教委から送付される「いじめ啓発リーフレット」を配布するとともに、「いじめ防止啓発カード」の活用で促している。また、必要に応じて、協会が開催する校長会議等で情報共有を図ることとしている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
協会としては、今後とも適切な対応が行われるよう情報提供・情報共有に努め、私立学校の質の向上に繋げたい。
③御意見・御提案等
・特になし

3.0 千葉県私立中学高等学校協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
校長会議、初任者教員研修会、私立学校養護教諭研修会、千葉県私立小・中・高等学校保護者会連合会総会などの機会をとらえ、いじめ事案の早期発見、早期対応等に係る、情報提供・情報共有を図ることとしている。 各研修会においては「インターネット利用によるいじめ」や「多様な性」に関するテーマで講演会を企画・開催

した。 また、県総務部学事課との情報共有を密にして連携しながら、迅速かつ適切な事態対応に努めている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
私立学校では、創立者の建学の精神の具現化に努め各学校法人が教育の質の向上と創意工夫に責任を持って取り組んでいる。各学校ともいじめの防止は、最重要課題と認識しており協会としては、今後とも適切な対応が行われるよう情報提供・情報共有に努め、私立学校の質の向上に繋げたい。
③御意見・御提案等
スクールカウンセラーは、すべての私立学校に配置されているわけではないので、カウンセラーの人材確保や研修の機会について、私立学校への支援をお願いしたい。

3 1 千葉県養護教諭会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○各種研修会の開催 ・毎年度6月に全会員を対象に研修会を開催している。毎回多彩なテーマを設定し、現代的健康課題への理解と対応力を高める機会としている。 ・夏季休業中には希望研修「養護教諭ステップアップセミナー」を開催している。平成19年度からの開始以降、“学校における被害者支援”“発達障害への対応”“ジェンダーを考える”“難病を抱える生徒への支援”“命の授業”“震災に学ぶ”“ネットとの上手な付き合い方”などをテーマに、弱者や少数派の子ども達への支援についても研修する機会となっている。
○各校での取り組み ・健康相談という形で個々の児童生徒の抱える悩みについての相談を受け、教職員と連携しながら対応にあたっている。特に、定期的に各学校で行っている「いじめ等に関するアンケート」や各校で設定されている教育相談週間であがってきた問題について、具体的な対応策を校内で検討し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭との連携につなげている。
○情報の共有 ・各関係機関からいただいた情報を本会のホームページに掲載したり、各地区の理事・委員を通じて会員へ知らせるなど、いじめ問題に対する意識向上・情報共有に努めている。
② いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・養護教諭に相談を求める児童生徒は、小・中・高校とも少なくなく、保健室における健康相談（教育相談）からの情報は、いじめ問題の早期発見につながることも多い。養護教諭自身が、いじめなどの異変を察知する力やカウンセリングの力量を高めるとともに、児童生徒にとっても職員にとっても開かれた保健室となるような経営を常に意識していけるような研修を今後も企画していきたい。
③御意見・御提案等
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員・時間増をお願いしたい。

3 2 千葉県PTA連絡協議会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○理事会等の開催 ・必要に応じて他団体等の取組状況の紹介（リーフレットの配布） ・各理事間における情報交換
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・定期的に行われる理事会などでは、PTA滑動に関する情報共有や伝達・協議をおこなっているため、会としていじめ問題対策に係る対策を講じているわけではない。いじめ対策についての現状や取組などを知る機会が必要と考えている。

③御意見・御提案等
・定期的に行われる理事会などで、千葉県のいじめの状況や対策などを紹介してもらえるような報告や各地域から集まるPTAの代表（理事）の皆さんと意見交換会などを実施してもらえるとうありがたい。

3.3 千葉県高等学校PTA連合会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○本連合会として県全体での保護者によるいじめ防止に特化した取り組みはなく、むしろ単位PTAによる個々の学校での取り組みになると思います。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
○今後については役員会等で取り組みを検討したい。
③御意見・御提案等
・特になし

3.4 千葉県特別支援学校PTA連合会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○千葉県特別支援学校PTA連合会は43校44団体（県立、市立、国立を含む）の特別支援学校PTA組織の連合会で、本連合会の事業において直接いじめ問題に対する取組は行っていないが、幼児児童生徒の生涯に通じる支援を確かなものにするとともに諸条件改善のための事業、研修、理解啓発活動や県への要望を行っている。 ○研究大会では、「子供の学校生活の充実と持続可能なPTA活動を目指して」を副題とし、安全安心な学校づくり、幼児児童生徒が生き生きと活動する学校生活にPTAとしてどう関われるかを協議する場としている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・障害の種類を越えての交流を深めることで障害児者に関する情報の集約と発信、提供に努めている。障害のある幼児・児童・生徒が生活しやすい環境整備のための要望活動、研究大会を通じての特別支援教育に係る理解啓発活動に力を入れている。
③御意見・御提案等
・いじめなどにあったとしても親や教師などに伝えることが難しい児童生徒が多いので各学校で「いじめ防止基本方針」が示されている事は、人権を守る上でとても重要である。 ・障害の有無に関係なく一人一人が目標に向かって、日々生き生きと過ごせる社会になってほしい。

3.5 千葉県公認心理師協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○いじめ問題の第三者委員会等の推薦 ・重大事態が発生した際の第三者委員会（いじめ調査委員会等）の委員を会員から推薦する。 ・いじめ等調査委員のバックアップ体制の構築 ○いじめ等学校問題に関する研修の実施 ○教育領域事例検討会の実施 ○当会会員のうち、スクールカウンセラーとして教育現場に勤務する者は、各学校等の状況に応じて、以下の活動を行っている。 ・小中高等学校・特別支援学校における初期対応及びいじめ予防教育 ・いじめの早期発見・早期対応のためのアンケート調査や児童生徒の面接 ・被害児童生徒のカウンセリング、加害生徒の背景理解と対応 ・教職員へのコンサルテーション ・保護者面接（家族関係の調節） ・児童生徒への予防プログラムとしての心理教育

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・児童生徒との個別面接や学校教職員との連携において、いじめの早期発見・早期対応に努めた。 ・今後も研修等を通じ、いじめを学校組織として関わることを学校教職員と共有し、さらに協力して取り組んでいく必要がある。 ・いじめ問題において、臨床心理士や公認心理師が他職種と協働し、チームとして関わる際に求められる方法やスキルを高めるための機会を提供していきたい。 ・当協会に、いじめ重大事態が発生した際の、第三者委員会の委員推薦依頼が増加している。協会として依頼に対応する体制を整えていくことが課題である。また、学校・教育領域での臨床心理士や公認心理師がいじめ問題に対処できるよう、今後も研修や勉強会を継続していく。
③御意見・御提案等
・児童生徒のいじめ問題には継続した関わりが重要である。複雑な心理的背景や、被害・加害双方へのケアの現状を踏まえた中長期的な支援に関する知見を深めていくことが不可欠であると考えている。 ・当事者のみではなく、教員も含めた環境（背景）との相互作用に留意する必要がある。 ・スクールカウンセラーが支援チームの一員として、「学校いじめ対策委員会」等に参加し、教職員と情報収集・情報共有を深め、専門知識や経験に基づく提案を行っていきたい。その際、専門職としての守秘義務を遵守しつつ、情報共有を円滑に行うための指針についても、関係機関と共通認識を形成することが重要であると捉えている。 ・コンサルテーションや心理教育も、スクールカウンセラーの有用な活用法である。

3.6 千葉大学教育学部

① いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○附属学校園へのスクールカウンセラー（幼・小・中・特支）、スクールソーシャルワーカーの配置（小・中・特支）。 ○附属学校の教育相談部会の取り組みの発信 ・教育学部教員の教育相談部会参加 ・教育相談部会システムに関する医療従事者向けe-learning教材の作成 ・文部科学省委託事業「子どもみんなプロジェクト」における取り組みの紹介 ○子どもいじめ防止学会設立への協力、各種セミナー等での登壇
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・いじめの早期発見・早期対応には、いじめを認知するという意識にとどまらず、児童生徒が苦痛を覚えている状況を認知することが重要だという認識に立ち、児童生徒が抱える課題を把握し意見交換をすることを主な役割とする教育相談部会システムの確立を提起しており、茨城県取手市において同様のシステムが導入される等の成果が見られる。 ・いじめを含む課題の早期発見に資することを目指し、中学生向けのストレスチェックテストの開発、実施に、千葉大学子どものこころの発達教育研究センターと連携して取り組んでおり、ストレスの高い生徒に面談して課題を発見することができている。ストレスチェックテストの普及が今後の課題である。 ・学部の教員が、いじめについて学際的な研究を進める子どもいじめ防止学会設立に協力しているほか、いじめ関連の各種セミナーで講演等を行っている。
③御意見・御提案等
○いじめられている児童生徒の教育を受ける権利の保障を第一に考えた対応を、共に考えていければと考えております。 ○いじめの加害者への見立てを行い、行為の背景にある課題に対して、医療、ソーシャルワーク等を含む多様なアプローチをしていくことも大切ではないかと考えます。 ○いじめ被害者、加害者への対応において、外部の専門機関との効果的な連携等について検討していきたいと考えております。

3.7 千葉大学子どものこころの発達教育研究センター

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○未然防止に向けた高校、中学でのWEBストレスチェックの取り組み 千葉県教育庁児童生徒安全課と連携した、高校生および中学生に対するWEBストレスチェックの実施 ○未然防止に向けた小中学校での予防教育の取り組み a. 認知行動療法に基づく不安の予防教育プログラム「勇者の旅」の効果検証と社会実装 目的：授業を通して不安感情に関する「自己理解」と「他者理解」を深め、各自が適切な不安対処スキルを身につけることで、不安の問題を未然防止し、からかいやいじめ等が生じにくい学級環境を形成する。 具体的な取り組み： ・「勇者の旅」指導者養成オンライン研修会の定期開催 ・県内外の小中学校における「勇者の旅」の授業実践 b. 小学校高学年用のいじめ防止用教育ビデオの作成及びホームページ上での公開 目的：いじめに関する正しい知識をもつことにより、実際の学校生活において適切な対処行動が取れるようになることを目指す。 具体的な内容： ・第1章：いじめに関する基礎知識（9分） ・第2章：いじめ被害にあった時の対処法（8分） ・第3章：いじめを見た時の対処法（9分）
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・令和7年度に実施した高校生のWEBで、1学期は48,850人、2学期は40,873人、3学期は9,703人であった。その結果、高ストレス（A及びB）と判定された生徒は、1学期5,601人、割合11.5%、2学期4,167人 割合10.2%で、3学期は3,794人、割合9.6%であった。 ・WEBストレスチェックの質問項目で、心身の不調であるストレス反応が一定基準を超える高ストレス生徒に対して、ストレスへの気づきを促し、ストレス対処法を自分で取り組むように指導しながら、ハイリスクの場合は、教育相談につなげ、スクールカウンセラーや外部の医療機関との連携などを進める取り組みの中で、高ストレス生徒のストレスサー（ストレスの原因）が、①学業問題か、②進路問題か、③教師との関係か、④友人との関係かという4つのカテゴリーのうち、「友だちから暴力をふるわれる」、「友だちに悪口を言われる」、「友だちから用事を言いつけられる」、「自分は悪くないのに、友だちから疑われる」の友人がストレスの原因となっている質問に対する回答から、いじめが原因と考えられる高ストレス生徒の早期発見につなげることが可能である。 ・令和7年度は、千葉県内外の小中高等学校計40校において「勇者の旅」の授業実践が行われ、約2800名の児童生徒がプログラムを受講した。これに伴い、指導者養成研修会をオンラインにて計4回開催した。普及を進める上での課題としては、「8－10時間分の授業時間確保が難しい」という意見が挙げられている。 ・いじめ防止のための取り組みを検討している全国の小学校から、「いじめ防止教育にとっても良い内容の教材なので、是非使わせてほしい」という問い合わせが寄せられている。
③御意見・御提案等
・不安の予防教育プログラム「勇者の旅」は、不安の生じにくい学級環境づくりを目的としていることから、児童生徒のメンタルヘルスの問題を未然防止のみならずいじめ防止にも一定の効果があると考えており、多くの小中学校での授業実践が望まれる。今後も県内外の教育委員会、小中学校等と連携しつつ、継続的な取り組みにつなげていきたい。 ・いじめ防止用教育ビデオはセンターのHPで公開しており、誰でも自由に視聴が可能であるため、今後も周知を進め、学校現場での活用を促していきたい。

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○弁護士会主催の事業 ・「いじめ予防出張授業」の実施 弁護士が学校に出向き、過去に実際に発生したいじめ自殺事件を題材とした「いじめ予防出張授業」を実施。 (実施校数) 平成25年(実施初年度)は、中学校1校(4クラス)。 平成26年は、小学校1校(3クラス)、中学校2校(11クラス)、高校1校(8クラス)。 平成27年は、中学校5校(25クラス)、高校1校(8クラス)。 平成28年は、中学校4校(20クラス)、高校1校(8クラス)。 平成29年は、中学校5校(20クラス+全校)、高校2校(16クラス)。 平成30年は、中学校6校(27クラス)、高校1校(8クラス)。 平成31・令和1年は、小学校1校(6クラス)、中学校4校(19クラス)、高校1校(8クラス)。(上記のほか に小学校1校(3クラス)での実施予定があったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の休校措置のため中止。) 令和2年は、中学校2校(8クラス)。(新型コロナウイルス感染拡大のため、依頼が少なかった。) 令和3年は、小学校1校(3クラス)、中学校3校(20クラス)。 令和4年は、小学校2校(2クラス)、中学校3校(16クラス)。 令和5年は、小学校4校(11クラス2学年)、中学校6校(38クラス)。(中学校で2学年同時実施が多く、クラ ス数が増加した。) 令和6年は、中学校9校(60クラス)。(前年同様、2学年同時実施が多く、クラス数がさらに増加した。) 令和7年は、小学校4校(15クラス)、中学校12校(63クラス)、高校1校(8クラス)。 実施校は千葉市を中心に、そのほかの地域からの問合せにも応じている。 ・「子どもの専門相談窓口」の設置 いじめ・非行(少年問題法律相談)、虐待(子どもへの虐待相談)等の問題について、相談窓口を設置し(専用電話 番号あり)、子どもの権利に詳しい弁護士が、無料の初回相談を実施している。社会的養護下の子どもや、少年院 入院中の子どもからの相談窓口も可能で、子どもの意見表明権に対する支援を強力に行える制度となっている。 相談申込の電話番号を記載した名刺大のカードを作成し、広報にも努めたい。 ○関係機関との連携 ・臨床心理士との協力関係 いじめ予防出張授業の内容について助言をいただいている。スクールカウンセラーとの勉強会を定期的に行って いる。 ・行政機関設置のいじめ等調査委員会への参加 市や教育委員会等が設置するいじめ等調査委員会に、弁護士が委員として参加し、いじめ防止や適正な事実調査 に向けて取り組んでいる。 ・県教育庁「スクールロイヤー制度」への弁護士推薦 平成31・令和1年に県教育庁が導入した「スクールロイヤー制度」にて、スクールロイヤーの推薦を行った。 スクールロイヤーは相談事業、講演事業に従事している。 ・市町村とのスクールロイヤー協定締結、スクールロイヤー推薦 各市町村からの要望に応じ、スクールロイヤー派遣協定を締結したり、会員をスクールロイヤーとして推薦して いる。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
○いじめ予防出張授業に関して ・授業で扱う題材が、実際に発生した深刻ないじめ事案や、憲法(人権)の話であることから、各弁護士は、身近 な話題に置き換える等、授業内容を分かりやすく伝えるため、様々な工夫を行っている。いじめ予防出張授業を 実施した学校からは再要望の声が多く、アンケート結果も教諭らからはおおむね好評価を得ている。

・依頼の増加が著しく、対応する弁護士の人数が不足しがちであることが課題である。また、対応する者の負担も大きくなっているため、今年度から授業を有償化することとした。 ○行政機関設置のいじめ等調査委員会への参加に関して ・今後、委員への就任依頼件数が増加することが見込まれるが、委員の業務を担当できるある程度の専門性を備えた人材の確保・養成が課題である。令和8年7月に会内研修を実施する。また、いじめ調査における弁護士委員は重要な役割を担うことも多いように感じる。適正な対価を求めていくことも検討したい。 ○県スクールロイヤー制度への弁護士推薦に関して ・県教育庁「スクールロイヤー制度」が導入されて7年が経過した。弁護士会内では、県教委のスクールロイヤー事業の運用を円滑にするため、またスクールロイヤー業務に従事する会員の交流・研鑽を図るためのPTも機能し始めている。今後もPTを活用して、よりよい連携を作っていくたい。
③御意見・御提案等
・いじめ予防出張授業については、県内の学校と協力して、今後も、継続して実施していきたい。授業の有償化については、ご理解をいただきたい。 ・臨床心理士や児童相談所等の関係機関と良好な関係を構築できていることから、今後も、定期的かつ積極的に、勉強会や意見交換の場を作っていくたい。 ・行政機関設置のいじめ等調査委員会への弁護士会員の推薦依頼に際し、予想される作業内容や報酬については、できるだけ早期に情報提供をいただきたい。 ・いわゆる「スクールロイヤー制度」は今後も県のみならず、各市町村からのニーズが高まることも予想される。具体的なニーズを適切に把握し、弁護士会として可能な関わり方を模索しつつ、できる限り協力させていただきたい。なお、弁護士会、ことに子どもの権利委員会としては、スクールロイヤー制度が、学校現場の便宜を図る目的に留まらず、真に子どもの意見表明権を確保するものとして活用されることを熱望することは、従前と同様である。

39 千葉県医師会

① いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
・いじめ重大事態の第三者委員会に精神科、小児科等の医師を推薦している。 ・日常診療で児童生徒、家族の相談を受け必要に応じてカウンセリングなども行う。
② いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・早期に時間をかけて話を聞くことにより本人自身が、解決策を見出す事もあり。
③ 御意見・御提案等
・体調の訴えで、児童生徒が診療に来た際、いじめなどが想定された場合速やかに医師と学校との間で連絡が取れるとよい。

40 千葉県社会福祉士会

① いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
・特になし
② いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・特になし
③ 御意見・御提案等
・特になし

41 千葉県精神保健福祉士協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
・特になし

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・特になし
③御意見・御提案等
・特になし

4.2 千葉県人権擁護委員連合会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○人権啓発活動を通して、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の取組 ・「こどもの人権を守ろう」をテーマに、各種人権啓発活動に取り組みながら、子どもたちの人権意識を高める。 ○主な関係事業 ・「人権教室」の実施 小中学生に対し、人権擁護委員が講師となって授業を行い、人権尊重の重要性、必要性を理解してもらう。 ・全国中学生人権作文コンテスト及び千葉県子どもの人権ポスター原画コンテスト 人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを願って実施している。 ・「こどもの人権110番」 フリーダイヤルによる電話相談を受け付けている。 ・こどもの人権SOSミニレター 封筒（料金受取人払の処理を施したもの）と便箋を一体化したこどもの人権SOSミニレター（以下「ミニレター」という。）を全国の小・中学校等の児童・生徒に配布。ミニレターへの返答は、法務局職員と人権擁護委員とが連携して行っている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・人権教室では思いやりの心や、相手に対する優しさの大切さを理解してもらい、いじめは「しない、させない、見逃さない」という合い言葉を啓発している。人権擁護委員が中心となって実施しており、子どもと接することで、心が開かれ、たのしい交流ができています。 ・「子どもの人権ポスター原画コンテスト」の入賞作品を人権啓発活動に活用している。 ・中学生に対する人権講演や人権教室の実施が広がりを見せてきた。
③御意見・御提案等
・いじめ問題については、学校との連携が重要課題ととらえている

4.3 NPO法人企業教育研究会

① いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○SOSの出し方に関する教育・映像教材『三人の憂者の物語～相談で救われる未来～』の公開 2024年夏にSNS相談などに自身でアクセスしやすい中高生を対象に、もやもやとした気持ちや小さな悩みも気軽に相談してもらいたいと、SNSなど相談窓口の多様化や、窓口利用の具体的なイメージを学ぶ中学生高校生（以下中高生）向けのドラマ映像教材「三人の憂者の物語～相談で救われる未来～」を、エースチャイルドと企業教育研究会にて共同開発しました。 https://ace-npo.org/wp/archives/project/soschild https://www.as-child.com/contact/ ○情報モラル・セキュリティの授業『みんなのデジタル教室』 Facebook社と連携した授業プログラム『みんなのデジタル教室』の出張授業（オンライン可）を行っている。中学生・高校生を対象に、SNSの発信や個人情報の蓄積を考える「デジタル・アイデンティティを考える」と、偽情報の拡散に対する注意喚起を行う「偽ニュースの見分け方」の2つのプログラムがある。 https://ace-npo.org/wp/archives/project/facebook https://about.fb.com/ja/news/2020/12/we_think_digital/

○千葉県情報モラル講師派遣事業に講師を派遣

柏市、野田市、山武市、君津市の全中学校1年生に向けて「わたしたちの選択肢」と題した出張授業への講師を派遣する予定。(現在、休校解除後の日程を調整中) ネットいじめを防ぐには、集団が傍観者になるのではなく、関心を持つことの重要性を解説している。また、ネットいじめを通報する「STANDBY」の活用法を紹介している。

② いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・教職員が最新の情報技術や子供たちのトラブルの最先端の情報を得ていないと指導できない、もしくは聞いてもらえないという思い込みがある。
- ・一人一台端末の普及にともない、ネットいじめから日常のいじめにつながる事案が増える懸念がある。
- ・大人の言論空間の言葉遣いがひどい。人格と意見を分離することが、大人もできていないので、子供の反面教師になっている。
- ・AIの制度が高まっているため、文章や画像・動画などの生成による嫌がらせが簡単にできるようになってきている。使い方次第で良さも悪さも出てくる。今後の対策や啓発活動の軸になりそうだと考えている。

③ 御意見・御提案等

- ・児童・生徒向けの講演の依頼を受ける際に、「大人である教員が言っても説得力がないから、外部の大人に注意・指導をしてもらいたい」というご意見をよくいただきますが、外部の人間はあくまでも一期一会の存在です。第一義的には日常のモラルの指導があり、その延長線上に外部の人間による指導があるということを、ご理解いただきたいです。
- ・中学生向けにネットいじめを通報する「STANDBY」(旧:STOPit)を導入される自治体が増えています。検索可能な情報をネットパトロールするだけでなく、当事者や傍観者から相談者に気軽に相談できる体制を作っていただくためにも、「STANDBY」のような仕組みを各市町村の行政として導入することで、相談しやすい環境を作るとともに、いじめを未然に抑止することができるはずです。一人一台端末の中にこのアプリを全員使えるようにしている自治体もあります。
- ・東庄町学校運営協議会で、中学生の意見を聞いて、大人が協議する場を設けました。今年度も大人から子供まで参加する会で、居場所や脱・傍観者について考える予定です。コミュニティスクールの議題の一つにすることが、期待されます。